

第3期離島漁業再生支援交付金を活用した 新規陸上養殖設備設置・着業の可能性について

① 離島漁業再生支援交付金の概要

農林水産省では平成17年の制度運用開始より第1期（H17～H21）第2期（H22～H26）第3期（H27～H31）の15年間、全国で離島漁業再生のために、地域資源である漁場の生産力の向上を図りつつ、地域の創意工夫により各島の特性を最大限に活用していくこと、新規就業者の確保・定着を促進する必要があることから、交付金による支援を実施しています。

平成29年度においては、18都道府県、79市町村で735の漁業集落が207地区の集落協定を締結し、離島漁業再生支援交付金による活動が実施されました。全国の集落に対して交付された交付金の額は18億円となり、うち国費分は9億円でした。交付金は国が1/2、都道府県が1/4、市町村が1/4となっており、実施件数は**207事業、18億円、1件当たりの事業費の平均は約870万円**と推定されます。

② 交付額の目安について



1 集落（25世帯相当）当たり国費1/2	170万円
自治体交付金1/2	170万円
合計340万円（目安）	

補助金と交付金の違い

	補助金	交付金
返還義務	なし	なし
事業主体	主に民間企業	主に地方自治体
補助を受ける企業	基本的には一企業	企業や公益団体がグループを形成することが多い
金額	数十万円～数百万円が多い	数十万円～数千万円（数億円規模のものもある）
補助率	補助率1/2の補助金が多い	全額支給されるものが多い
支給の対象	特定の投資や支出に限定される	事業全体に対する交付
期間	ほとんどが半年などの短期	複数年にまたがることもある

多くの漁協集落が活用しています。

ポイント
2

<都道県別実施状況>

区分	実施市町村数	集落協定締結数	参加漁業集落数	交付金額(千円)
北海道	5	8	78	157,792
山形県	1	1	1	8,160
東京都	6	8	8	48,754
新潟県	2	18	83	129,570
石川県	1	1	1	6,800
三重県	1	1	5	7,499
兵庫県	2	3	7	81,987
島根県	4	4	58	173,116
山口県	4	7	7	38,127
徳島県	1	1	1	5,798
愛媛県	4	10	13	45,022
福岡県	1	1	1	7,072
佐賀県	1	7	7	32,751
長崎県	10	81	331	776,196
大分県	2	4	5	32,205
宮崎県	1	1	1	6,120
鹿児島県	20	36	76	180,446
沖縄県	13	15	52	100,261
計	79	207	735	1,837,676

養殖事業実施ケース

新規養殖業の着業
モズク養殖業への新規着業
塩屋漁業集落(沖縄県大宜味村)
実施期間:平成22年度~平成26年度
漁業世帯数:10世帯

○取組の概要
漁業経営の安定と後継者育成のため、沿岸漁業以外に新たにモズク養殖業の着業をめざし、漁場及び実施時期の選定、養殖技術の習得に取り組んだ。



網への種付 網の沖だし 収穫

【取組むに至った経緯】
○ 集落では、漁獲量の減少、魚価の低迷による漁業経営の悪化のため、漁業者の減少や高齢化が進んでおり、放置すれば漁業集落の多面的機能が失われる懸念があったため、継続的な漁業経営と後継者育成を行うために現状の改善が必要であった。

【対象となった経費】
○ 資材費
○ 種苗購入費
○ 人件費

【取組む際に生じた課題】
○ 網ごとの生産量の向上

【生じた課題への対応方法】
○ 種付水槽の拡充
○ 種付時期の検討

【取組む効果】
○ モズクの新規生産量の増加
平成21年度 1.0トン→
平成26年度 6.8トンに増加
○ 漁業者の就業意欲の向上


【今後の展望】
○ 新規販路の開拓

成功のポイント

- キーパーソン(集落の代表)を中心とした漁業者たちが団結して取り組んだこと。
- 先進地の技術支援があったこと。

一口アワビの養殖及び販売
玄界島漁業集落(福岡県福岡市)
実施期間:平成23年度~平成26年度
漁業世帯数:52世帯

○取組の概要
一口アワビの養殖及び販売に新たに着業することにより、安定した漁業収入の確保を図った。



【取組むに至った経緯】
○ 過去に他の事業を活用して一口アワビの養殖に取り組んだところ、料理店などから好評であったが、台風によって施設が被害を受けたため中断していた。漁業者から、この取組を集落として再開し、安定した漁業収入の確保につなげようとの意見が出たため、再度着業することとなった。

【対象となった経費】
○ 資材費、稚貝購入費、人件費

【取組む際に生じた課題】
○ 安価で安定的な額の確保
○ 安定的な販売先の確保

【取組む効果】
○ 平成26年度より少量ながらも出荷を開始。
○ 平成26年度出荷額 539千円

成功のポイント

- 漁業者がアワビの餌となる海藻の確保に積極的に取り組んだこと。
- 漁協直営レストランへの出荷により、一口アワビとしての認知度が上がったこと。

イワガキ増養殖試験
奥尻漁業集落(北海道奥尻町)
実施期間:平成22年度~平成26年度
漁業世帯数:175世帯

○取組の概要
若手漁業者により、島の新しい水産資源の一つとしてイワガキの増養殖に取り組んだ。



【取組むに至った経緯】
○ 奥尻島周辺に生息するカキをDNA鑑定した結果、イワガキであることが判明し、新たな観光資源にしようとする若手漁業者たちの取り組み意欲が高まり、限られた資源を守りながら販売できる増養殖の手がけることになった。

【対象となった経費】
○ 養殖施設整備・修繕費 56千円
○ 人件費 52千円
○ カキ貝高検査費 77千円

【取組む際に生じた課題】
○ 道内の研究機関等において、種苗生産技術が確立していないため、種苗の確保に困難を極めた。

【今後の展望】
○ 養殖イワガキを奥尻ブランドとして、付加価値向上・漁業所得向上を図る。また、種苗の2次発生が確認されたことから、2次発生した種苗確保にも重点をおき、他漁業者と連携を図り養殖の規模を拡大していきたい。

成功のポイント

- 若手漁業者がイワガキの増養殖に積極的に取り組んだこと。
- 地元水産業者及び指導員及び栽培水産試験場と連携し情報・技術を累積したこと。
- 集落のまとまりが強く、本取り組みに対して協力的であったこと。

活動内容の概況

**ポイント
3**

1-2. 漁業の再生に関する実践的な取組

新たな流通経路の拡大や品質管理の徹底を図るなどの創意工夫を生かした実践的な以下の取組が行われました。

**「新規養殖業への着業」
全国では50件が採用**

＜各取組の実施割合＞

新たな漁具・漁法の導入		
新規養殖業への着業	3%	(18件)
加齢化による経営状況の改善・女性への働き	9%	(50件)
低・未利用資源の活用	2%	(13件)
品質の均一化に向けた取組	3%	(20件)
高付加価値化	3%	(14件)
流通体制改善	12%	(69件)
簡易加工	9%	(50件)
海洋レジャーへの取組	5%	(28件)
海洋レジャーへの取組	3%	(16件)
伝統漁法の取組	1%	(4件)
漁労技術の向上の取組	3%	(14件)
販路拡大	16%	(90件)
その他	20%	(112件)
計	100%	(559件)

主な活動項目における取組事例

- 「販路拡大」…………… 鮮魚等の販売イベントの開催や料理教室、首都圏でのPR活動に加えて、本土側で販売・PRするための加工機器を整備することで、消費者へ情報発信と新鮮な魚介類の提供を行いました。
- 「高付加価値化」…………… 水産物を出荷する際に産地を明記した出荷札及び衛生管理の取組がわかるシールを作成し、高付加価値化に取組みました。
- 「新たな漁具・漁法の導入」…… 未利用資源を活用するため、底曳網漁研修を行い、底曳網漁の方法を学びました。
- 「流通体制改善」…………… 気泡緩衝材等の導入による保冷性の向上とコスト削減の取組を行いました。

**ポイント
4**

対象地域
は？

**来年は5か年計画の最終年度にあたり、
第4期の交付金活用計画が活発化することが予想されます。**

- ①一般離島
- 離島振興法で指定された離島及び沖縄・奄美・小笠原各特措法で規定された対象地域のうち、**航路時間でおおむね30分以上の本土から一定距離以上離れている離島。**
- ②特認離島
- 航路時間がおおむね30分未満である離島であって、地理的・経済的・社会的な不利性などが高いとして、都道府県知事が、客観的なデータにより特に認めた離島。

対象漁協集
落とは？

ポイント
5

市町村が策定する市町村離島漁業集落活動促進計画に基づいて、**集落協定を締結した漁業集落**を交付対象とします。

漁業集落とは以下の条件を満たすものとします。

- (1)対象地域内に存在し、代表者、組織及び運営についての規約を有する
- (2)3経営体以上の漁業経営体かつ4戸以上の漁業世帯を含むものであって、活動の中核となりうる65才未満の漁業世帯を有する

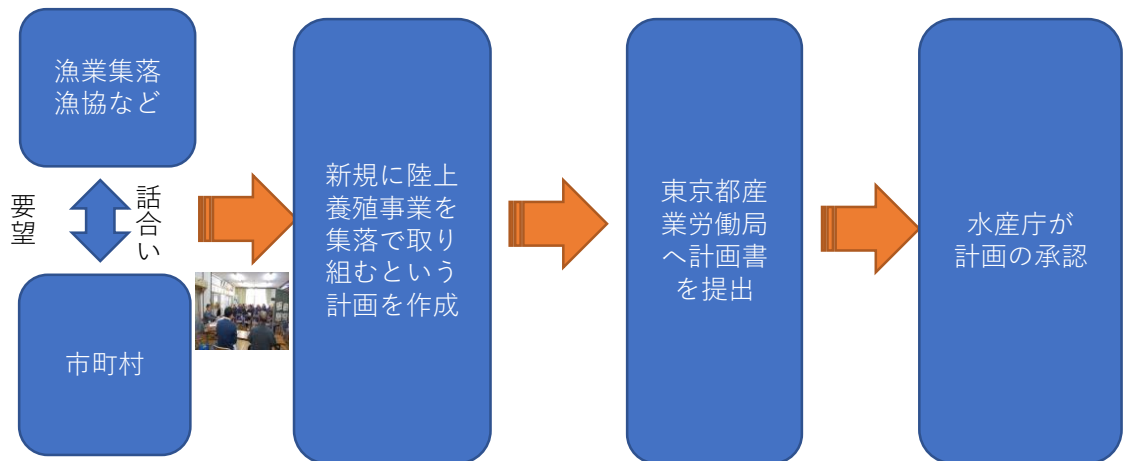
なお、複数の漁業集落を一つの漁業地区として対象地域とすることもできます。

集落協定
とは？

ポイント
6

市町村が策定した「市町村離島漁業集落活動促進計画」に定められた目標を達成するために必要な措置（漁業集落の目標、漁場の生産力の向上に係る取組に関する事項、漁業の再生に関する実践的な取組に関する事項等）を明らかにした協定書。

事業の流れ（東京都のケース）



対象漁業集落は、市町村が策定した「市町村離島漁業集落活動促進計画」に定められた目標を達成するために必要な措置（漁業集落の目標、漁場の生産力の向上に係る取組に関する事項、漁業の再生に関する実践的な取組に関する事項等）を明らかにした「集落協定」を締結する必要があります。

アクアテックジャパン陸上養殖営業部では新規事業として陸上養殖をご検討のお客様を対象にプラントの設計、施工、管理から稚魚・種苗の手配、陸上養殖システムの運用に至るまでトータルでサポートする**安心パック**をご用意しております。
お気軽にお問い合わせください。

(株) アクアテックジャパン 陸上養殖営業部
担当 梅田
電話：042-392-5525
メール：k-umeda@aquatech-japan.com